

水質汚濁に係る農薬登録保留基準値（案）に対する意見募集の実施結果について

平成30年 月 日
環境省水・大気環境局
土壌環境課農薬環境管理室

1. 意見募集の概要

(1) 意見募集の対象農薬

シアナジン、トリホリン、フィプロニル、ホセチルアルミニウム（ホセチル）

(2) 意見募集の周知方法

- ・関係資料を電子政府の総合窓口（e-Gov）及び環境省ホームページに掲載
- ・記者発表

(3) 意見募集期間

平成29年12月4日（月）～平成30年1月2日（火）

(4) 意見提出方法

郵送、ファクシミリ又は電子メール

(5) 意見提出先

環境省水・大気環境局土壌環境課農薬環境管理室

2. 意見募集の実施結果

(1) 意見提出者数

- ・封書によるもの 0通
- ・ファクシミリによるもの 0通
- ・電子メールによるもの 2通

(2) 意見ののべ総数 3件（2通）

(3) 提出された御意見の概要と御意見に対する考え方：別紙のとおり

（別紙）

No.	提出された御意見	御意見に対する考え方
1	<p>今回の水質汚濁に係る農薬登録保留基準値の設定に伴い「ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止及び水産動植物被害の防止に係る指導指針」による指針値が改訂されると思いますが、現状では指針値の一覧表がなく確認が難しい状況です。</p> <p>農薬登録保留基準値を検索の上、10倍値に換算するのはわかりにくいため、指針値を遵守するためのわかりやすい情報提供（指針値一覧表の公表）についても検討していただくようお願いします。</p>	<p>いただいた御意見は、今後の参考とすべきものと考えます。</p>
2	<p>過去の農薬登録保留基準値（案）に対する意見募集の実施結果において、たびたび「本基準値（案）に関係のない御意見のため、意見の掲載と回答は差し控えさせていただきます。」と記載されているものがあります。</p> <p>どのような内容が「関係ない意見」であるかわからないので、提出された意見については、公序良俗に反しない内容であれば掲載していただきたい。</p>	<p>これまでにいただいた御意見の中には、教育や税金等に関する御意見もあり、これらは農薬登録保留基準値（案）に対する意見募集とは関係のないものであるため、掲載しなかったものであり、今後も同様の取扱いにしたいと考えます。</p>
3	<p>フィプロニルの登録保留基準を 0.00050mg/L とすることに反対である。もっと、低値にすべきであるが、もっとも望ましいのは、フィプロニルのような人畜や環境への影響の強い農薬の登録はやめさせるべきである。</p> <p>[理由]</p> <p>1、フィプロニルは、人や蜜蜂への毒性が強く、人畜への影響が無視できない。</p> <p>人に対しては、神経毒性があり、痙攣や振戦を起こす劇物で、肝臓、腎臓、甲状腺にも影響を与える。</p> <p>食品安全委員会は、ADI（一日摂取許容量）を農薬の中でも最低レベルの 0.00019mg/kg 体重/日としている。</p> <p>また、農水省のまとめた Q&A（農薬による蜜蜂の危害を防止するための我が国の取組。2016年11月改訂）では、フィプロニルは他の多くの農薬と比べ、人畜の範疇に入る蜜蜂</p>	<p>水質汚濁に係る農薬登録保留基準については、従前より ADI（一日摂取許容量）の 10%を配分し、飲料水の摂取量を 1人1日当たり 2Lと仮定して、以下のとおり設定しており、適切なものと考えます。</p> <p>登録保留基準値（mg/L） $= \text{ADI (mg/kg 体重/日)} \times \text{平均体重 (53.3kg)} \times 0.1 (10\% \text{配分}) / \text{飲料水摂取量 (2L/人/日)}$</p> <p>ADI は、ヒトがある物質を毎日一生にわたって摂取し続けても、現在の科学的知見から見て健康への悪影響がないと推定される一日当たりの摂取量です。</p> <p>いただいたご意見は農薬の登録を</p>

<p>の急性接触毒性が強く、半数致死量 0.006 μg/頭である。</p> <p>EUでは、2014年4月から、蜜蜂に被害を与えるため、環境保護団体や養蜂者の要望を受け入れ、農薬としての使用規制がなされ、2017年9月30日に登録が失効した。</p> <p>2、厚労省は食品中のフィプロニルの残留基準の改定を提案し、17/09/04から17/10/03パブコメ意見を募集した。わたしたちは、以下のような理由で反対した。</p> <p>(1)食品安全委員会の農薬評価書では、ラットの発がん性試験で、300ppm投与群の雌雄において、甲状腺ろ胞細胞腫瘍発生が有意に増加したが、非遺伝毒性メカニズムと考えられている。また、ラットの繁殖試験で着床後生存率低下等が認められた。このような農薬を使用すべきでない。</p> <p>(2)食品安全委員会の設定したARfDは0.02mg/kg体重であるが、EUは、ラットの妊娠6日～哺育10日の発達神経毒性試験から得た無毒性量を0.9mg/kg体重/日、安全係数100として、ARfDは0.009mg/kg体重と評価している。</p> <p>(3)フィプロニルは農薬として年間約27トンのほか、PRT法2013年集計では不快害虫用殺虫剤とシロアリ防除剤など合わせて約2.8トンの出荷がある。</p> <p>3、水道水中のフィプロニルの監視目標値は、0.5 μg/Lで、登録保留基準案0.00050mg/Lと同等である。</p> <p>厚労省の資料によると、TMDI(理論最大一日摂取量)の対ADI(0.00019mg/kg体重/日)比は、一般、幼小児、妊婦、高齢者のそれぞれの区分で、464.8%、1229.4%、501.8%、373.6%と安全の目安とされる80%を大幅に超えている。そのため、同省は、残留実態を調査することもなく、精密化と称して、残留基準より低い暴露値を仮定してEDIを推算し、EDI/ADI比をそれぞれ、19.2%、44.0%、19.6%、19.2%として、</p>	<p>行う農林水産省へも情報提供させていただきます。</p> <p>なお、理由4でご指摘をいただきましたトンボへの影響については、別途「農薬の昆虫類への影響に関する検討会」の報告書として取りまとめられ、公表されています。</p>
---	--

	<p>安全だとした。</p> <p>しかし、これには、飲料用の水道水からの摂取は考慮されていない。ちなみに、水道監視目標 = 水質汚濁の登録保留基準の $0.5 \mu\text{g/L}$ の水を一日あたり、一般で 2L、幼小児 1.5L 摂取すると仮定すると、EDI は一般で 2 (食品由来) + 1 (水由来) = $3 \mu\text{g}/\text{人}/\text{day}$ (合計)</p> <p>幼小児で、1.4 (食品由来) + 0.75 (水由来) = $2.15 \mu\text{g}/\text{人}/\text{day}$ (合計) となり、EDI/ADI はそれぞれ、29.3%、67.6% と高まる。</p> <p>さらに、ペットのノミ・ダニ駆除剤、ゴキブリ駆除剤、シロアリ駆除剤、アルゼンチンアリなどの外来昆虫や不快昆虫駆除剤などとして、身の回りの非農薬分野での使用による、食品以外からの人の摂取を加算すると、農薬に限定した EDI を低く見積もったとしても、その対 ADI 比は、一層危険レベルに近づく。</p> <p>(参照) 厚労省の残留基準案用資料 http://search.e-gov.go.jp/servlet/PcmFileDownload?seqNo=0000163490#page=1614、フィプロニルの水稻育苗箱などでの使用により、同剤だけでなく、その代謝物の汚染が明らかになっており、環境省の調査でも、トンボ類の生息に影響を与えている。このことは、人畜への影響の懸念材料につながる。</p> <p>フィプロニル及びその代謝物の水質及び底質の詳細な調査を実施すべきである。</p>	
--	--	--